

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 （勅令の日） (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	食糧援助に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	350,000千円 -----	2018.1.25 カトマンズ ズで (同日)	日本側 小川正史在ネパール大使 シヤンカル・ラサド・ラディイカリ財務省次官	2018.2.5 28号
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	700,000千円 -----	2018.5.18 カトマンズ ズで (同日)	日本側 小川正史在ネパール大使 ラジャヤン・カナル財務省次官	2018.5.31 198号
ネパール	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	282,000千円 2023.12.31まで	2018.7.13 カトマンズ ズで (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ラジャヤン・カナル財務省次官	2018.7.27 248号
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 2020.4.30まで	2018.10.5 カトマンズ ズで (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 シユリクワンシユナル・ネパール財務省国際経済協力調整局長	2018.10.18 320号
ネパール	シンズリ道路震災復旧計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	シンズリ道路震災復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,047,000千円 2023.7.31まで	2018.10.25 カトマンズ ズで (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ラジャヤン・カナル財務省次官	2018.11.7 340号
ネパール	食糧援助に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	350,000千円 -----	2018.11.19 カトマンズ ズで (同日)	日本側 西郷正道在ネパール大使 ラジャヤン・カナル財務省次官	2018.12.3 366号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。